

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
1	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：「開設者は1980年1月1日以降生まれであること。」と記載がありますが、同学年で同時に大学建築学科を卒業した者のうち、誕生日によって参加資格の有無が分かれてしまうと存じます。当時、一級建築士の受験資格が得られる条件が、大学建築学科等を卒業後2年間の実習期間を経ることであったことを鑑み、機会均等の観点から1979年（昭和54年）4月2日以降生まれとご再考頂くことはできませんでしょうか。	既に公開されている参加資格要件の変更は行いません。	3月30日
2	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：参加資格として応募申込書の提出日において一級建築士事務所の登録を受けていることとありますが、管理建築士講習の受講等、事務所開設に向けた手続きが4/13までに間に合いません。参加条件の一級建築士事務所開設を契約締結時までに完了していることと変更いただくことはできないでしょうか？☒	No1の回答と同様になります。	3月30日
3	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：昨年7月個人事業から法人成りし、決算がまだないが個人の時の完納で良いか？	公募要領p6「応募の手続き」(2)々に記載のとおり、1級建築士事務所としての完納が確認できる資料を提出してください。	3月30日
4	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案書は①、②について各2枚ずつ（計4枚）なのか、全事項をまとめて計2枚なのか、どちらでしょうか。	全事項をまとめて計2枚です。	3月30日
5	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：前職での実績は対象となるでしょうか。	前職においても、1級建築士事務所の開設者としての実績であれば対象となります。	3月30日
6	項目：業務対象施設一覧表 質問：各施設は、どの程度の期間建つことを想定されているでしょうか。	各施設の供用期間は万博開催期間中のみとなります。	3月30日
7	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：2022年4月1週目に事務所を開設した場合、参加可能か？	公募要領P2.「3 公募参加資格」(1)に記載のとおり、応募申込書の提出日において、建築士法上の一級建築士事務所登録を受けていれば参加可能です。	3月30日
8	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：一級建築士事務所等からなる共同企業体の組成は認めないとありますが、デザイン会社＋一級建築士事務所の共同企業体の組成も認めていただけないでしょうか。	デザイン会社など一級建築士事務所以外の会社については、共同で参加していただくことが可能ですので、必要に応じて応募申込書の建築事務所名・代表者名の欄に共同の参加会社名等も追記してください。 なお、その際の共同の参加会社の代表者は、本公募の主旨から1980年1月1日以降生まれの方としていただき、応募申込書の開設者氏名及び開設者年月日の欄に代表者名等の記載をお願いいたします。	3月30日
9	項目：提案書 質問：様式6はwordデータにて作成頂いておりましたが、同等の様式を作成してillustrator等で提案書の作成を行っても構わないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、余白についても様式6に準じて作成してください。	3月30日
10	項目：業務対象施設一覧表 質問：提案対象施設A・B・Cを含めた大阪万博会期後も常設される建物と考えてよろしいでしょうか。撤去予定のものがあれば合わせてお教えてください。	原則、会期後、建物は全て撤去します。	3月30日
11	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：2022年にこれまでの事業を継続する形で新会社を設立したため、現事務所名での納税の記録はありませんが、同開設者の以前の会社での実績はございます。その場合参加資格として認められますでしょうか？	お見込みのとおりです。	3月30日
12	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：開設者は令和3年度一級建築士試験に合格し、一次審査書類提出締切までには免許登録・証明書交付見込みだが、4/13の受付締め切りには間に合わない場合、参加は可能か。（開設者とは別に管理建築士が在籍し一級建築士事務所登録はされているが、当該管理建築士はイの年齢要件を満たさない。）	応募申込受付期間に一級建築士の登録が間に合わない場合、応募申込時に一級建築士の合格証の写しを提出いただければ、参加は可能です。一次審査書類の提出時には一級建築士免許証もしくは一級建築士免許証明書の写しを提出してください。	3月30日
13	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：上記可能な場合、受付時における一級建築士免許証明書及び参加資格保持の誓約書の提出はどのようにすればよいか。	No12の回答のとおり一級建築士免許証明書の写しは不要ですが、参加資格保持の誓約書は提出してください。	3月30日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
14	項目：公募要領「3 公募参加資格」 質問：2021年末に一級建築士試験に合格し、現在免許登録完了、免許証明書交付待ちの状態です。 日本建築士連合会に確認したのですが、応募期間の期限までに免許証明書が手元に届くかどうか、現時点で不明です。 応募期間内に間に合わないときは応募資格はないものとみなされますか？(管理建築士は別に存在し、一級建築士事務所登録済です)	No12の回答と同様になります。	3月30日
15	項目：公募要領「3 公募参加資格」 質問：2022年に入ってから一級建築士事務所を開設したため、払うべき都道府県税に係る徴収金や消費税が発生していない。つまり、未納分はないため、問題ないか。	お見込みのとおりです。	3月30日
16	項目：公募要領「3 公募参加資格」 質問：開設者は令和3年の一級建築士試験に合格し、現在一級建築士免許証の発行待ちである(都道府県の建築士会の発行手続きが遅れている)。その場合、4月13日までに免許証が手元がなくても、開設者を一級建築士の資格者とする事は差支えないか。	No12の回答と同様になります。なお、開設者は一級建築士事務所を開設する必要があります。	3月30日
17	項目：業務対象施設一覧表 質問：業務対象施設は全て万博閉幕後、解体予定か。	No10の回答と同様になります。	3月30日
18	項目：業務対象施設一覧表 質問：業務対象施設の各棟は、それぞれが単独で確認申請をする(机上分筆で各棟がそれぞれの敷地をもつ)ことになりますか。	お見込みのとおりです。	3月30日
19	項目：その他 質問：法規上の取り扱いについて教えていただけますでしょうか。(用途・耐火、準耐火建築物など)	仮設建築物として特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合において、許可したものは建築基準法の一部の規定が緩和されます。「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第5項及び第6項の規定に基づく仮設建築物許可基準」(大阪市HP)も参照ください。	3月30日
20	項目：敷地図 質問：敷地図面dwgデータを開くことができないので、dxfデータでいただけるとありがたいです。	dxfデータを協会ホームページで提供します。	3月30日
21	項目：公募要領「8 提案書の作成について」 質問：サテライトスタジオは具体的にどのような使われ方を想定しているのでしょうか。	放送局の放送用スタジオとして使用します。具体的な使われ方については、契約後に受注者と調整の上、決定します。	3月30日
22	項目：その他 質問：大屋根リングのおおよその高さ(最低何m～最高何m)が決まっていたら、教えてください。(現段階での想定でも可)	現時点では未定です。	3月30日
23	項目：提案書 質問：計画可能範囲外の舗装仕上げは何になりますか。また、計画可能範囲内であれば、舗装も含めて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	舗装仕上げについては現時点では未定です。外構等については、計画可能範囲外も含めて提案してください。	3月30日 →4月6日 (更新)
24	項目：公募要領「3 公募参加資格」 質問：株式会社の代表取締役を設計者ではない親族(1980年以前生まれ)を任命しています。その場合、開設者として建築士事務所登録証明書として明記されている開設者と、会社の設計全般の業務責任者(1980年以降生まれ)が異なる場合、参加できないのでしょうか？	開設者と業務責任者が異なる場合、公募には参加できません。	3月30日
25	項目：公募要領「3 公募参加資格」 質問：上記の開設者を応募申込までに1980年以降生まれの設計者である取締役に変更した場合、変更している建築士事務所登録証明書が間に合わない場合、変更している旨の受付票を提示して、登録証明書を発行でき次第、すぐ送付する、という形で申し込みは可能でしょうか？	公募要領P2.「3 公募参加資格」(1)に記載のとおり、応募申込書の提出日において、建築士法上の一級建築士事務所登録を受けておく必要があります。	3月30日
26	項目：公募要領「3 公募参加資格」 質問：開設者は1980年1月1日以降生まれとありますが、同学年の1979年4月2日以降生まれとしていただけませんか。同じ学年でも1979年12月31日生まれは参加資格がなくなり、生まれた日付に左右されることに残念な思いを持っております。同じ学年間で若手・非若手の線引きとならないよう幅広く参加できるコンペとしていただけますよう、何卒ご考慮のほどお願いいたします。	No1の回答と同様になります。	3月30日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
27	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：注2)「主任技術者」とは・・・(中略)・・・協会との定例的な打合せに毎回出席する者を言う。とありますが、対面ではなく、オンラインでの出席でも構わないでしょうか。	協会との定例的な打合せはオンラインでの出席を可とします。	3月30日
28	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：2022/4/13 (水) 応募申込書類提出締切までに事務所登録が間に合わないため、2022/6/3 (金) までの事務所登録完了で参加可能にならないか。	No25の回答と同様になります。	4月6日
29	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：応募者が特定できるような表示が禁止されていますが、実施設計実績の受賞歴の記載や写真使用は応募者が特定できそうな場合は表記・使用不可と考えてよろしいでしょうか？	事務所名、社章等が直接的に表示されない表現であれば、受賞歴や写真の使用は可とします。	4月6日
30	項目：業務対象施設一覧表 質問：ここに記載されている以外の規制があればご教示ください。(建物高さ制限、半地下は可能かなど)	業務委託特記仕様書「1 基本設計業務概要(6) 参考資料」をご確認ください。	4月6日
31	項目：公募要領 「7 応募の手続き」(1)エ 質問：郵送による提出の期限は、6/3 (金) に必着でしょうか？それとも消印有効でしょうか？	消印有効です。	4月6日
32	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：実施設計実績を証明する契約書等は、雑誌『新建築』における当該物件の掲載頁及びデータシートで応募者の氏名の記載された箇所の複写でもよろしいでしょうか。	不可とします。公募要領「7 応募の手続き」(2)に記載のとおり、設計実績を証明する契約書等が必要です。	4月6日
33	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：弊所は有限責任事業組合である設計事務所で、組合構成員が個人事業主2名(うち1名が事務所の設置者である応募者)です。スについては登記簿謄本は不要ということで宜しいでしょうか。	有限責任事業組合は法人ではありませんが、登記簿謄本の提出をお願いいたします。	4月6日
34	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：弊所は有限責任事業組合である設計事務所で、組合構成員が個人事業主2名(うち1名が事務所の設置者である応募者)です。税務手続き上は、組合としての貸借対照表と損益計算書をもとに個々の組合員が確定申告を行っております。チについては、組合の貸借対照表及び損益計算書と、応募者の確定申告書を提出するということが宜しいでしょうか。	有限責任事業組合としての応募においては、貸借対照表及び損益計算書の提出は必要ですが、応募者の確定申告の提出は不要です。	4月6日
35	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：実施設計実績は、前職のものでも宜しいでしょうか。	No5の回答と同様になります。開設者としての実績でなくても自己アピールとして提案書への記載等は可能です。	4月6日
36	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：「一次審査書類提出後は、辞退することができない」とあるが、一次提出後のどのような行為が「辞退(非公認)」とみなされるのか、またその行為に罰則等はあるか。	一次審査通過後の二次審査時や優秀提案者選定後の自主的な辞退を示します。罰則等はありません。	4月6日
37	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：業務実績以外の自己アピールについて、例えば前職での担当物件をアピールに使うことは可能か。その場合、どの程度まで内容を記載して良いか(所在地、設計期間、用途、建築面積、延べ面積、階数、構造、工事完了年月日、受賞歴、作品名、前職事務所名など)	お見込みのとおりです。公募要領「8 提案書の作成について」(1)アに記載のとおり、提案書には、事務所名、社章等が直接的に表示されない表現としてください。	4月6日
38	項目：公募要領 「11 審査方法」 質問：実施設計実績が0の場合でも他項目で必要点数を獲得できれば、2次審査へ選出される可能性はあるか。	お見込みのとおりです。	4月6日
39	項目：提案書 質問：配布様式のデータ形式はwordであるが、別アプリケーションで作成しても良いか。その場合、余白、枠寸法、注意書き等は配布資料通りとする必要があるか。	No9の回答と同様になります。	4月6日
40	項目：公募要領 「3 公募参加資格」(7) 質問：意匠の主任技術者は「専任」である必要があるか。	本業務以外での兼任を制限するものではありません。公募要領「3 公募参加資格」(7)に記載のとおり業務責任者は、【意匠】の主任技術者を兼任してください。	4月6日
41	項目：公募要領 「3 公募参加資格」(7) 質問：主任技術者を別途配置する場合、【電気】及び【機械】は兼任することは可能でしょうか。	公募要領「3 公募参加資格」(7)エのとおり、兼任はできません。	4月6日
42	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：応募申込及び一次審査書類の受付期日については各締切り期日の消印有効という認識で宜しいでしょうか。	No31の回答と同様になります。	4月6日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
43	項目：その他 質問：提案対象施設に隣接する関連施設等、本業務の敷地に関する理解を深めるために情報開示いただくことは可能でしょうか。	隣接する施設情報が必要な場合は、契約後に受注者に提示します。	4月6日
44	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設A 必要諸室の警備センター及び警備ボックスについては、休憩所の警備を主目的とする認識で宜しいでしょうか。	会場全体を警備するための諸室になります。	4月6日
45	項目：その他 質問：本業務敷地の集団/単体規定等を確認したいため、サービス道路の建築基準関係法令上の取り扱いについてご教示ください	各区分は建築基準法上の道路に接していませんが、仮設建築物として特定行政庁が許可したものは、建築基準法の一部の規定が緩和されます。またNo19の回答も参照してください。	4月6日
46	項目：その他 質問：各提案対象敷地の隣接道路幅員及び給排水、電気、ガスなどの引き込み状況についてご教示ください。	サービス道路は建築基準法の道路でないため、提案施設へは園路、広場からのアクセスとお考え下さい。給排水、電気、ガスなどの引き込みについては、契約後に受注者に提示します。	4月6日
47	項目：敷地図 質問：計画可能範囲境界線より外側の範囲は外構計画に含んで良いという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
48	項目：敷地図 質問：各提案対象施設の当該敷地へは、隣接地からのアクセスも考慮した計画としても問題ないでしょうか。	敷地へのアクセスは広場、園路側とし、隣接地からのアクセスの考慮は不要です。	4月6日
49	項目：応募申込書 質問：代表社印については認印という認識で宜しいでしょうか。	事務所印、代表者の個人印でも結構です。	4月6日
50	項目：使用印届 質問：使用印鑑について、法人の場合は会社実印という認識で宜しいでしょうか。	事務所印、代表者の個人印でも結構です。	4月6日
51	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：本社とは別に事務所登録して活動しております。管理建築士1名で事務所での業務活動を行っておりますが、その場合の建築士事務所の開設者は、事務所の管理建築士と捉えることは可能でしょうか。	公募要領「3 公募参加資格」(6)に記載のとおり、一級建築士の資格を持った、一級建築士事務所の開設者である必要があり、管理建築士を開設者と捉えることはできません。	4月6日
52	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：意匠以外での実施設計実務を証明する契約書でも良いのでしょうか。例えば、協力事務所として構造で関わった際の意匠の方との実勢設計の契約書などでも問題無いでしょうか。	公募要領 「8 提案書の作成について」(1)④に記載のとおり、応募者が日本国内で元請けとして履行した実施設計の実績に限ります。	4月6日
53	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：実施設計実務を証明する契約書等とはどのようなものでしょうか。	応募者が日本国内で元請けとして履行した実施設計の契約書や業務内容が確認できる仕様書等を指します。	4月6日
54	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：協力事務所は他の協力事務所を重複することができますが、応募した開設者の事務所を協力事務所としても参加させることはできませんでしょうか。	「意匠」以外の業務分野であれば応募事務所が、他事務所の協力事務所として参加することは可能です。	4月6日
55	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：応募申込書提出後に、個人による一級建築士事務所を法人成りする予定です。応募可能でしょうか。開設者は同じです。一級建築士事務所登録番号は、それに伴い変更される予定です。	応募可能とします。一級建築士事務所の登録変更後、提出書類に変更があった旨の書面(任意書式)と合わせて、一級建築士登録証明書の写し、法人登記簿謄本等必要書類を提出してください。	4月6日
56	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：法人成りする前の、個人の時点での実績を使用することは可能でしょうか。	個人による1級建築士事務所の実績を使用することは可能です。なお、個人の時点での一級建築士事務所登録証明書等の写しも提出してください。	4月6日
57	項目：公募要領 「3 公募参加資格」(3)(4) 質問：法人設立直後で1期目のため、(3)(4)の証明がすぐさまできないですが、応募可能でしょうか。	No15の回答と同様になります。	4月6日
58	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：一級建築士事務所名称を変更した経緯があり、実績時点での名称と本件応募時点での名称が異なりますが、よろしいでしょうか。開設者および管理建築士は同じですので、名称の差異以外の体制は同じです。	実施設計実績を証明する設計業務契約書の写し等の書類と合わせて、名称変更前の建築士事務所登録証明書等の写しを提出してください。	4月6日
59	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：契約書等の写しは、確認申請書の写しで代用することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
60	項目：提案書 質問：様式6-1,2は、wordファイルに表示されている最外周の外枠線はレイアウトの関係上削除してもよろしいでしょうか。	削除は不可とします。	4月6日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
61	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：「複数の一級建築士事務所等からなる共同企業体の組成は認めない」とありますが、一級建築士事務所+デザイン事務所(一級建築士事務所登録を行っていない)の2者による共同企業体の組成は認められますでしょうか。	No8の回答と同様になります。	4月6日
62	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：一級建築士事務所+個人事業主による共同企業体の組成は認められますでしょうか。	No8の回答と同様になります。なお、個人事業主が一級建築士事務所であれば、認められません。	4月6日
63	項目：公募要領 「3 公募参加資格」(7) 質問：業務責任者が【意匠】の主任技術者を兼任した上で、加えて【意匠】の協力事務所を加えることは可能でしょうか。	デザイン会社など一級建築士事務所以外であれば【意匠】の協力事務所とすることは可能です。	4月6日
64	項目：公募要領 「3 公募参加資格」(7) 質問：No.63が可能な場合、【意匠】の協力事務所として建築士事務所登録を行っていないデザイン事務所等の他分野の業者を加えることは可能でしょうか。	No63の回答と同様になります。	4月6日
65	項目：公募要領 「3 公募参加資格」(7) 質問：No.63が可能な場合、【意匠】の協力事務所として個人事業主を加えることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
66	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」(1) 質問：実施設計実績には、独立前の前職での設計スタッフとしての担当物件を加えることは可能でしょうか。	実施設計実績は、1級建築士事務所開設者としての実績であり、スタッフとしての担当物件を実績に加えることはできません。	4月6日
67	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」(1) 質問：No.63が可能な場合、実施設計実績には、【意匠】の協力事務所の実績も加えることは可能でしょうか。	不可とします。	4月6日
68	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」(1) 質問：No.66が可能な場合、実施設計実績についての契約書の写しに代えて、担当者名が確認できる雑誌等の切り抜きの添付は認められますでしょうか。	No32の回答と同様になります。	4月6日
69	項目：公募要領 「11 審査方法」(2) 質問：審査基準(1)の審査内容に対して、独立前の前職での設計スタッフとしての実施設計実績をアピールすることは認められますでしょうか。	No37の回答と同様になります。	4月6日
70	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績及び自己アピールに記載出来る内容は、内装設計やインсталレーション等の建物以外の実績でも記載可能及び審査対象になるのでしょうか。	お見込みのとおり審査対象となります。なお、1級建築士事務所開設者としての実績であれば、実施設計実績として記載可能ですが、実績を証明する契約書等の写しを提出してください。	4月6日
71	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績及び自己アピールについても、作品名及び概要に加えて、写真の掲載が可能でしょうか。	No29の回答と同様になります。	4月6日
72	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：事務所の開設が本年である場合、最近1事業年度という考え方に該当しません。個人として、最近1年の都道府県税を完納していれば、参加資格はあるでしょうか？	No15の回答と同様になります。	4月6日
73	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：消費税の課税事業者ではない場合、消費税の完納に該当しませんが、参加資格はあるでしょうか？	No15の回答と同様になります。	4月6日
74	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：郵送による提出は、受付期間の最終日の消印を有効として認められるでしょうか。	No31の回答と同様になります。	4月6日
75	項目：業務対象施設一覧表 質問：万博の会期終了後、解体する前提での提案でしょうか。	No10の回答と同様になりますが、3Rに関する提案は可能です。	4月6日
76	項目：その他 質問：対象敷地について、用途地域や防火規定がありましたらお教えください。	No19の回答と同様になります。	4月6日
77	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Cの必要所室について、男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレとあるが、ジェンダーレス対応が問われる状況にあって、性別による明確な区分を前提としたトイレとすることが絶対条件でしょうか。	提案においては絶対条件ではありませんが、契約後は受注者と調整の上、決定します。	4月6日
78	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Cの必要諸室にある、「応急手当所」とはどのような使い方を想定されていますか？必要な設備や備品等を。	会場内において、急病人、ケガ人がた場合に急的に処置を行う施設です。必要な設備や備品等については未定のため、契約後に受注者に提示します。	4月6日

◎ 2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
79	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設について、一部地下を設けるなどは可能でしょうか。	No30の回答と同様になります。	4月6日
80	項目：その他 質問：スケジュールについて、提案対象施設の施工期間・解体期間の目安はありますでしょうか。	基本計画を参照してください。	4月6日
81	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：意匠以外の主任技術者は参加するにあたって必要な資格はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
82	項目：配置技術者調査 質問：「技術者区分」の欄にはにはどのようなことを記せばよろしいでしょうか。	業務責任者/各主任技術者等の区分を記載ください。	4月6日
83	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：最新の設計契約時以降に登録する建築士事務所の都道府県の変更を行ったため、今回応募時と最新の設計契約時で建築士事務所登録を行っている都道府県及び事務所登録番号が異なっております。この場合、契約書に記載の一級建築士登録番号、氏名が応募者と一致し本人確認ができればよろしいでしょうか。	No58の回答と同様になります。	4月6日
84	項目：公募要領 「7 応募の手続き」(2)コ 質問：設計監理契約書に実施設計業務の記載があれば、新築/改修の種別は問わないと考えてよろしいでしょうか。	実施設計実績を証明する契約書等について、新築/改修の種別は問いませんが、「11 審査方法」(2)の審査基準も踏まえて記載してください。	4月6日
85	項目：その他 質問：敷地の用途地域・防火地域等の条件は大阪市HPで確認できる情報を前提としてよろしいでしょうか。	No19の回答と同様になります。	4月6日
86	項目：その他 質問：業務対象施設はすべてパビリオンタイプA(敷地渡し方式)に該当し、万博終了後は外構含め解体撤去を行うことが前提でしょうか。	No10の回答と同様になります。	4月6日
87	項目：その他 質問：業務対象施設はすべて建築基準法第85条6項による仮設建築物となり、集団規定等の規定は適用しないものと考えてよろしいでしょうか。	No19の回答と同様になります。	4月6日
88	項目：敷地図 質問：各提案対象施設の敷地に高低差はなく、平坦な敷地状況と考えてよろしいでしょうか。	提案上はそのようにお考えください。	4月6日
89	項目：その他 質問：各提案対象施設の敷地と取り合うサービス道路、静けさの森の床仕上げ仕様をご提示頂けないでしょうか。	サービス道路及び静けさの森エリアの床仕上げ仕様については、契約後に受注者に提示します。	4月6日
90	項目：その他 質問：各提案対象施設への給排水、電気等のインフラを拭き込む箇所をご提示頂けないでしょうか。	給排水、電気等のインフラを拭き込む箇所については、契約後に受注者に提示します。	4月6日
91	項目：応募申込書 質問：応募申込時点で選択した提案対象施設を一次審査時に変更することはできないものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
92	項目：公募要領 「11 審査方法」 質問：与条件の違う三つの提案対象施設を審査する際、それぞれの施設で採点基準が異なり平均点数にばらつきが出ることが想定されます。公平な審査となりにくように思いますが、具体的には点数のばらつきなどにどのように対策し審査をされるのでしょうか。	公募要領「11 審査方法」以外の詳細な審査内容の開示は行いません。	4月6日
93	項目：公募要領 「5 選定方法」 質問：仮に提案対象施設Bを選択し、最も評価点数の高い優秀提案者となり、第一希望を施設Bよりも延床面積の過大な業務対象施設⑥としていた場合、必ずしも第一希望の対象施設を担当できるとは限らないということでしょうか。	公募要領「5 選定方法」に記載のとおりです。	4月6日
94	項目：業務対象施設位置図 質問：赤破線内の周辺建物やリングの形状やボリュームなどが分かる資料(図面・CADデータなど)をご提示いただけますか。	赤破線内の周辺建物やリングの形状やボリュームなどの情報が必要な場合、契約後に受注者に提示します。	4月6日
95	項目：その他 質問：高さ制限等があればご教示ください。	No30の回答と同様になります。	4月6日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
96	項目：その他 質問：三つの提案対象施設については、仮設建築物と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
97	項目：応募申込書 質問：「提案対象施設」について未定の場合は、応募申込書の該当箇所を空欄として提出してもよろしいでしょうか。	提案対象施設の記載は必須です。	4月6日
98	項目：公募要領 「7 応募の手続き」(6) 質問：ラベルはテブラ等で問題ないですか。	お見込みのとおりです。	4月6日
99	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：応急手当所の詳細についての図示は必要ですか。	公募要領「8 提案書の作成について」(1)②に記載のとおり各室詳細についての図示は不要です。	4月6日
100	項目：提案書 質問：隣の営業施設から計画敷地へのアプローチは可能ですか。	No48の回答と同様になります。	4月6日
101	項目：業務委託共通仕様書 「2 設計業務の実施」 質問：確認申請は業務に含まれるか。	お見込みのとおりです。	4月6日
102	項目：業務委託共通仕様書 「2 設計業務の実施」 質問：建築物として、確認申請は必要になるか。	お見込みのとおりです。	4月6日
103	項目：その他 質問：用途地域、防火地域、日影規制などの指定はあるか。	No30の回答と同様になります。	4月6日
104	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Bのサテライトスタジオで行われる活動はどんなものか。	No21の回答と同様になります。	4月6日
105	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Bのサテライトスタジオはウォーターワールドのイベントに関連した使い方を想定するか。	No21の回答と同様になります。	4月6日
106	項目：敷地図 (サテライトスタジオ (東)) 質問：記載の営業施設とは具体的にどんな施設か。	飲食や物販などを予定しています。	4月6日
107	項目：敷地図 (休憩所1) 質問：記載のサービス道路から休憩所への出入口は必要か。	サービス道路からの一般来場者の出入口については、不要です。	4月6日
108	項目：敷地図 (休憩所1) 質問：サービス道路は一般客は立ち入れない動線か。	お見込みのとおりです。	4月6日
109	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：外装材や屋根を不燃材にするなどの指定はあるか。	No19の回答と同様になります。	4月6日
110	項目：敷地図 (休憩所1) 質問：大屋根上部から休憩所へ直接アプローチするような提案は可能か。	全ての提案対象施設は敷地内計画可能範囲内にて独立した建築物としてお考え下さい。	4月6日
111	項目：その他 質問：業務対象施設は全て仮設建築物か。	お見込みのとおりです。	4月6日
112	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」(3) 質問：「施設概要に関する資料」提示日は2022/4/20か。	お見込みのとおりです。	4月6日
113	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」(3) 質問：「工事費(概算額)」提示日は2022/4/20か。	お見込みのとおりです。	4月6日
114	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」(2) 質問：「放送局の放送」の具体的活動事例。	No21の回答と同様になります。	4月6日
115	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：休憩所1は敷地屋外にも休憩スペースを計画可能か。	提案は可能ですが、契約後に受注者と調整の上、決定します。	4月6日
116	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設は必要諸室以外の用途を付加可能か。	公募要領「8 提案書の作成について」(1)イの必要諸室のとおりです。	4月6日
117	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設の周辺施設立面等、周辺環境と条件。	周辺施設立面等、周辺環境と条件が必要な場合、設計等の着手時に受注者に提示します。	4月6日
118	項目：公募要領 「11 審査方法」 質問：設計活動に携わる意欲や熱意の判断方法。	No92の回答と同様になります。	4月6日
119	項目：業務対象施設一覧表 質問：休憩所3の委託上限額が面積の割に高額な理由。	協会ホームページに業務対象施設一覧表の最新版を掲載します。	4月6日
120	項目：業務対象施設一覧表 質問：トイレ3,5の委託上限額がトイレより高額な理由。	協会ホームページに業務対象施設一覧表の最新版を掲載します。	4月6日
121	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：必要諸室：トイレに男性用、女性用、バリアフリートイレと明記されているが、それぞれを室として明確に分けるという指定と考えてよろしいでしょうか。	No77の回答と同様になります。	4月6日
122	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：必要諸室：トイレ で指定されている「男性用」「女性用」の他に、「男女共用」等の室を提案することは認められますか。	No77の回答と同様になります。	4月6日

◎ 2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
123	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：必要諸室：トイレ で指定されている便器の数を増減させることは認められますか。	便器数等の減は認められません。	4月6日
124	項目：その他 質問：大屋根（リング）の人が歩行できる面の地上からの高さをご教示下さい。	No22の回答と同様になります。	4月6日
125	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：対象施設Aについて、応急手当所に必要な家具、しつらえ、常勤スタッフの人数など教えてください。	No78の回答と同様になります。常勤スタッフの人数などは、契約後に受注者に提示します。	4月6日
126	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：対象施設Aについて案内所に必要な家具、しつらえ、常勤スタッフの人数など教えてください。	一般来場者に案内を行う施設です。必要な家具、しつらえ等については、契約後に受注者に提示します。	4月6日
127	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：対象施設Aについて、警備センター、警備ボックスの用途・役割、常勤スタッフ人数を教えてください。	No44の回答と同様になります。常勤スタッフの人数などは、契約後に受注者に提示します。	4月6日
128	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：対象施設Bについて、スタジオの使われ方・用途・役割を教えてください。（ミニキッチン、トイレ含め）	No21の回答と同様になります。	4月6日
129	項目：敷地図（トイレ6） 質問：対象施設Cについて、北東側は道のように見えますが、北西側と床仕上げなどが異なるのでしょうか？また、入口はどちらからでも良いのでしょうか。	北東側は一般来場者が入ることができないサービス道路、北西側は静けさの森エリアとなり、床の仕上げが異なる計画です。入口は静けさの森エリアからとお考えください。	4月6日
130	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：屋台や飲食テイクアウトなどを想定していますか。また、対象施設Aで食事することなどの提案は可能でしょうか。	休憩所での食事の提供は想定していません。飲食については検討中ですが、提案を妨げるものではありません。	4月6日
131	項目：その他 質問：東側に面しているリングの仕様、高さなど決定している要件はありますか。リング上から上階レベルに直接アクセスできるのでしょうか。	現時点では未定です。大屋根リングからのアクセスに関してはNo110の回答と同様になります。	4月6日
132	項目：その他 質問：対象施設は建築基準法上、本設と仮設のどちらに該当しますか。	No96の回答と同様になります。	4月6日
133	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：各提案対象施設につきまして、具体的な使われ方の想定や必要な機器・設備などはございますか。	No125～127の回答を参照ください。	4月6日
134	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績とありますが、開設者の前職における担当物件を含めてもよろしいでしょうか。	No35,37の回答と同様になります。	4月6日
135	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：対象施設の敷地につきまして、分棟とした場合、隣棟間隔の基準等がございますか。	隣棟間隔の基準はありませんが、法令や施工計画等に基づいた検討を行い、提案してください。	4月6日
136	項目：敷地図 質問：対象施設の敷地につきまして、敷地内の高低差は無いものと考えてよろしいでしょうか。	No88の回答と同様になります。	4月6日
137	項目：提案書 質問：「A 3版横置き片面2枚以内で作成すること。」と記載がありますが、これは提案書①②の合計で2枚以内という意味でしょうか。	No4の回答と同様になります。	4月6日
138	項目：配置技術者調書 質問：意匠、構造、電気、機械と4名分（4枚）提出するのでしょうか。	業務責任者及び各主任技術者分とします。	4月6日
139	項目：配置技術者調書 質問：技術者資格とは何を記載すれば良いのでしょうか。	一級建築士などの業務上で有効な資格を記載ください。	4月6日
140	項目：配置技術者調書 質問：意匠以外の技術者は1980年1月1日以前生まれでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
141	項目：使用印鑑届 質問：どんな印鑑でも良いのでしょうか。	No50の回答と同様になります。	4月6日
142	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績は、過去に所属した会社での担当建物も含めると考えてよろしいでしょうか。	No35,37の回答と同様になります。	4月6日

◎ 2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
143	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案書内に協力事務所の実績等を記載してもよろしいでしょうか。協力事務所を特定できる表示はしないものとします。	No67の回答と同様になります。	4月6日
144	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設A：「警備ボックス」とは具体的にどのような機能が必要でしょうか。事例等がありましたら、提示いただけませんか。	No44,127の回答と同様になります。	4月6日
145	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設A：「警備センター」とは具体的にどのような機能が必要でしょうか。事例等がありましたら、提示いただけませんか。	No44,127の回答と同様になります。	4月6日
146	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設B：「サテライトスタジオ」とは具体的にどのような機能が必要でしょうか。事例等がありましたら、提示いただけませんか。	No21の回答と同様になります。	4月6日
147	項目：その他 質問：「立地条件」について、最新の全体配置計画や高さ情報がわかる資料を公開していただけないでしょうか。	最新の全体配置計画や高さ情報がわかる資料が必要な場合は、契約後に受注者に提示します。	4月6日
148	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」(3) 質問：その他の設計と条件は、参加資格通知が行われる4/20(水)以降に提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	No112の回答と同様になります。	4月6日
149	項目：業務委託特記仕様書 「2 基本設計及び実施設計業務内容」(2) 質問：「興行場法」とありますが、現時点で想定されている該当施設があれば教えていただきたいです。	トイレの一部が興行場法上のトイレとなる予定です。詳細は契約後に受注者に提示します。	4月6日
150	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設A～Cから1つ選択した機能(例えばトイレ)が選定後の順位づけで変更になる(例えばポップアップステージへと変更)可能性があると思いますが、その場合、プロポーザル提案時のコンセプトで設計を行うことが難しく、提案を実際行う計画に合わせて大幅に変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
151	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：応募申込時に必要な建築士事務所登録証明書は、発行日から3カ月以内のものである必要はありますか。	必要ありません。	4月6日
152	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：今後、一級建築士事務所登録を受ける予定ですが、応募申込書の提出日(4/13)までに登録を受けることが日程的に厳しい状況です。一次審査書類提出締切時までに登録を受ける前提として申し込みさせていただきたいと思います。ご一考よろしく願いいたします。	No2の回答と同様になります。	4月6日
153	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：打合せは毎回大阪ですか。ZOOM出席も可能ですか。	No27の回答と同様になります。	4月6日
154	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：メディアへの発表時には連名は可能ですか。	No8の回答のように応募者として名前が出せる場合、連名の発表は可能です。	4月6日
155	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績の掲載上限数をお教え下さい。	掲載上限数の制限はありません	4月6日
156	項目：敷地図(トイレ6) 質問：隣地営業施設の具体的な計画をお教え下さい。	No43の回答と同様になります。	4月6日
157	項目：敷地図(トイレ6) 質問：静けさの森の具体駅な計画をお教え下さい。	No43の回答と同様になります。	4月6日
158	項目：敷地図(トイレ6) 質問：斜線及び絶対高さ制限はありますか。	No30の回答と同様になります。	4月6日
159	項目：業務対象施設一覧表 質問：委託上限額に監理業務費用は含まれていませんか。	監理業務費用は含まれていません。	4月6日
160	項目：業務対象施設一覧表 質問：委託上限額に交通費は含まれていますか。	交通費は含まれています。	4月6日
161	項目：公募要領 「7 応募の手続き」(6) 質問：敷地見学の機会を設けていただけませんか。	敷地内の見学は考えていません。	4月6日
162	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：【構造】【電気】【機械】の主任技術者以外の協力者が二次審査のヒアリング等に参加することは可能でしょうか。	【構造】【電気】【機械】の主任技術者以外の協力者は、二次審査のヒアリング等に参加することはできません。なお、二次審査のヒアリング実施内容詳細は一次審査通過者のみに提示します。	4月6日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
163	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績には以前所属していた設計事務所の担当技日者としての実績は認められるでしょうか。	No35,37の回答と同様になります。	4月6日
164	項目：応募申込書 質問：提案対象施設の選択は一次提案書提出までに変更することは可能でしょうか。	No91の回答と同様になります。	4月6日
165	項目：その他 質問：建築基準法の集団規定は会場全体敷地内の別棟の建築物として適用されると考えてよろしいでしょうか。	No18、No19の回答のとおり各区画で仮設建築物の許可及び確認申請が必要となります。	4月6日
166	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：応募申込書類受付期間、一次審査書類受付期間は消印有効と考えてよろしいでしょうか。	No31の回答と同様になります。	4月6日
167	項目：その他 質問：基本計画に記されている外周トラムの会場内での発着場の予定位置をご教示いただくことは可能でしょうか。	西ゲート北側、企業館8及び9の北側その他で検討中です。	4月6日
168	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：サテライトスタジオの使用者・使用人数など、より具体的な指定はありますでしょうか。	使用者・使用人数などについては、契約後に受注者に提示します。	4月6日
169	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：サテライトスタジオ内に、放送局員以外の一般人が立ち入るスペースは必要でしょうか。	不要です。	4月6日
170	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：サテライトスタジオの機能要件として、特殊機材など防音を想定しているものはありますでしょうか。	機能要件については、契約後に受注者に提示します。	4月6日
171	項目：業務対象施設一覧表 質問：各設計施設の移設、廃棄などの予定は会期後にありますでしょうか。	No10の回答と同様になります。	4月6日
172	項目：業務対象施設一覧表 質問：各設計施設は会期後も使用される見込みはありますでしょうか。	No10の回答と同様になります。	4月6日
173	項目：その他 質問：各施設とも設計時の高さに制限はありますでしょうか。	No30の回答と同様になります。	4月6日
174	項目：その他 質問：各施設とも防火上の規定は適用されますでしょうか。	No19の回答と同様になります。	4月6日
175	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：各業務分野の主任技術者以外の協力事務所が業務の一部を行うことは可能でしょうか。	公募要領「3 公募参加資格」(7)オと同様、各業務分野の主任技術者以外の協力事務所も業務の一部を行うことができます。	4月6日
176	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：協力事務所の情報は、資格審査時(契約時)の様式9のみの提出でしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
177	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績には複数の事例を記載してよろしいでしょうか。	No155の回答と同様になります。	4月6日
178	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績の規模は、選定した提案対象施設の規模と同等のものを記載すべきと考えてよろしいでしょうか。	同等規模とする必要はありません。	4月6日
179	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計実績の作品の写真、図面等は記載してもよろしいでしょうか。	No29の回答と同様になります。	4月6日
180	項目：提案書 質問：提案書の様式6の枠等のフォーマットはレイアウトにより編集してもよろしいでしょうか。	No9,60の回答と同様になります。	4月6日
181	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Aの必要諸室について、警備センターと警備ボックスはそれぞれ何をやる空間か、使用人数想定などを教えてくださいいただけますか。	No44,127の回答と同様になります。	4月6日
182	項目：公募要領 「11 審査方法」 質問：1次審査、2次審査それぞれで(2)審査基準について審査、配点されるということでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
183	項目：その他 質問：対象施設は全て仮設建築物として許可・確認申請業務を行うということでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
184	項目：その他 質問：仮設建築物に関する法規を調べた上で、提案のために確認すべき事項がある場合、主事等に問い合わせることは可能でしょうか。もしくは、法規に関して情報公開はございますでしょうか。	No19の回答と同様になります。なお、提案に伴う問い合わせは不可とします。	4月6日
185	項目：その他 質問：環境に配慮した木杭などを用いた場合も会期終了後撤去が必要ですか。	お見込みのとおりです。	4月6日
186	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」(3) 質問：計画建物の荷重増分による沈下量を算定し、学会基準等を参考にした許容範囲内であれば浮基礎、杭基礎ではない形式も提案可能でしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
187	項目：業務委託特記仕様書 質問：地下水位の調査結果はございますでしょうか。	業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」(6)イ「夢洲地区のポーリングデータ」のとおりです。	4月6日
188	項目：その他 質問：対象施設の計画条件は、計画敷地図とパビリオン設計ガイドラインの計画条件とでセットバックなどが異なりますが、パビリオン設計ガイドラインに準拠すべき項目はありますか。	セットバックは敷地図のとおりです。	4月6日
189	項目：その他 質問：対象敷地の容積率・建ぺい率は、都市計画図の用途地域図の容積・建ぺい率を遵守すればよろしいでしょうか。もしくは、パビリオン設計ガイドラインの建ぺい率70%に準拠すべきでしょうか。	業務対象施設一覧表を参照ください。	4月6日
190	項目：その他 質問：パビリオン出展の国・機関・企業の配置は決まっていますか。	現時点では未定です。	4月6日
191	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Bのスタジオは具体的にどのような用途で用いられるのでしょうか。想定している使用例を示していただけると幸いです。	No21の回答と同様になります。	4月6日
192	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：実施設計実績に、開設者が以前所属していた設計事務所での実績を含めてよいか。	No35,37の回答と同様になります。	4月6日
193	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：実績を示す契約書に開設者氏名の記載がない場合、開設者氏名の記載がある出版物や公開資料があれば、「実施設計実績を証明する契約書等」として十分か。または、その両方が必要か。	No32の回答と同様になります。	4月6日
194	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：【構造】【設備】の主任技術者に関して、求められる資格はあるか。	必須の資格はありませんが、業務上有効な資格を想定ください。	4月6日
195	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：【構造】【設備】は組織に属さない個人への委託でも良いか。	お見込みのとおりです。	4月6日
196	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計の定義は何か。確認申請を要しない内装の改装等も含まれるか。	No70の回答と同様になります。	4月6日
197	項目：公募要領 「11 審査方法」 質問：資材のリデュース、リユースとは本計画敷地内での活用を想定しているのか。	会期後に会場外での活用を検討してください。	4月6日
198	項目：公募要領 「11 審査方法」 質問：資材のリデュース、リユースとは敷地外における転用の提案も可能か。	No197の回答と同様になります。	4月6日
199	項目：その他 質問：提案対象施設A及びCは建築基準法令上の特殊建築物に該当するか。	建築基準法令上の特殊建築物には該当しません。	4月6日
200	項目：その他 質問：すべての提案対象施設は85条6項に該当する仮設建築物と考えてよいか。	No96の回答と同様になります。	4月6日
201	項目：その他 質問：法令調査報告書は指定の様式があるのか。	様式はありません。	4月6日
202	項目：その他 質問：本計画に関する事前役所調査に対する窓口はあるか。	提案に関して窓口はありません。	4月6日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
203	項目：土木設計等業務委託契約書（第13条第1項） 質問：管理技術者とは業務責任者と同意か。	お見込みのとおりです。	4月6日
204	項目：土木設計等業務委託契約書（第13条の2 第1項） 質問：13条の2は設計業務委託に関しては該当しないか。	お見込みのとおりです。	4月6日
205	項目：その他 質問：バビリオンAの設計に係るガイドラインは、提案対象施設においても遵守又は考慮する必要があるか。	お見込みのとおりです。	4月6日
206	項目：その他（バビリオンAの設計に係るガイドライン P22） 質問：小型モビリティの走行ルートは歩道とは別に設けられているか。	基本計画を参照してください。	4月6日
207	項目：その他（バビリオンAの設計に係るガイドライン P22） 質問：小型モビリティの走行ルートのルールは定められているか（一方通行等）。	No206の回答と同様になります。	4月6日
208	項目：その他（バビリオンAの設計に係るガイドライン P22） 質問：小型モビリティのサイズは概ねどの程度か。	No206の回答と同様になります。	4月6日
209	項目：その他 質問：大屋根（リング）の高さはどの程度か。	No22の回答と同様になります。	4月6日
210	項目：その他 質問：提案対象敷地に対しては高さの制限はあるか。	No30の回答と同様になります。	4月6日
211	項目：その他 質問：本質疑（No205）が該当する場合、緊急車両の車寄せスペースはどの程度必要か。	緊急車両の車寄せに支障となる連続した柵等は設置しないでください。	4月6日
212	項目：敷地図 質問：各敷地において敷地境界線と計画可能範囲境界線が書かれています。計画可能範囲境界線の意味をご教示願います。	計画可能範囲境界線は各施設の配置可能な範囲とお考えください。	4月6日
213	項目：敷地図 質問：敷地境界線と計画可能範囲境界線との隙間はどのような扱いになるのでしょうか。	敷地内のオープンスペース等で、外構等の提案が可能です。業務対象の範囲にも含まれます。	4月6日
214	項目：公募要領 「4 業務対象施設」 質問：提案対象施設Cの提案者が20社に選定された場合、希望する業務対象施設次第で休憩所2等を契約する権利があるとの認識でよろしいでしょうか。	公募要領「5 選定方法」ととおりです。	4月6日
215	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：応募申込資料・一次審査書類は郵送とありますが、消印有効でしょうか。必着でしょうか。	No31の回答と同様になります。	4月6日
216	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Aの必要諸室における警備センター、警備ボックスとはどのような機能でしょうか。お客様が入室しない部屋でしょうか。	No44,127の回答と同様になります。	4月6日
217	項目：公募要領 「11 審査方法」 質問：提案対象施設ABCは用途や規模が異なりますが、どのように審査の公平性を担保されるのでしょうか。	No92の回答と同様になります。	4月6日
218	項目：敷地図（休憩所1） 質問：隣接する大屋根（リング）は二層でしょうか。またその場合上層はお客様が歩くことができるでしょうか。（リングからの視線の検討のため）	リング上部は一般来場者が歩行可能な計画となっています。	4月6日
219	項目：敷地図（休憩所1） 質問：隣地の管理サービス施設はどのような機能でしょうか。	一般来場者が立ち入らない、会場を管理するための施設です。	4月6日
220	項目：敷地図（休憩所1） 質問：敷地南側のサービス道路とは一般客も利用する道路でしょうか。それともサービス専用道路でしょうか。	サービス道路は、サービス専用道路となります。	4月6日
221	項目：敷地図（休憩所1） 質問：休憩所1に計画のトイレと隣接するトイレ3との区別はどのようなものでしょうか。	運営上の区別などは特にありません。	4月6日
222	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：各主任技術者の情報については、2次審査時の配置技術者調書までは提出の必要はないという認識で間違い無いですでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
223	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：4/13(水)の17時までに必着と考えて良いですか。	No31の回答と同様になります。	4月6日
224	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：6/3(金)の17時までに必着と考えて良いですか。	No31の回答と同様になります。	4月6日

◎2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
225	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案書は、A3横使い、文字10.5pt以上とし、右上に登録番号、提案対象施設を記載していれば、様式6-1の枠を使用しなくてもよいですか。	No9,60の回答と同様になります。	4月6日
226	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：ウイルス定義は、ウイルスソフトのバージョンを記載すればよいですか。	お見込みのとおりです。	4月6日
227	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：テレワーク等の関係もあり事務所開設地と異なる都道府県で税を納めている場合は参加可能でしょうか。	お見込みのとおりです。	4月6日
228	項目：公募要領 「3 公募参加資格」 質問：デザイン事務所、その他企業も協力事務所として参加可能でしょうか。	No63の回答と同様になります。	4月6日
229	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」 (3) 質問：直接基礎の形状の詳細とは当該ガイドラインに記載されている「撤去可能な工法」及び「地表面から2.5m以内」というもの以外にありますか。	基礎形状に関する制限等は記載の通りです。	4月6日
230	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」 (3) 質問：設計と条件及び工事費に関する資料は4/20以降に提示いただけるということでしょうか。	No112,113の回答と同様になります。	4月6日
231	項目：提案書 質問：様式6-1、6-2について、pdfデータを頂くことは可能でしょうか。	提案者にて作成ください。なお、体裁についてはNo9,60の回答と同様になります。	4月6日
232	項目：公募要領 「4 業務対象施設」 質問：契約後に実際に担当する業務対象施設が、コンペ時に選択した提案対象施設と異なる場合、業務対象施設の要件に合わせて契約後に再設計するという認識でよいか。	お見込みのとおりです。	4月6日
233	項目：公募要領 「5 選定方法」 質問：評価は提案対象施設A,B,Cごとに行われるのか、施設の区別なく一律で行われるのか(例えば提案対象施設Cのプログラム(必要諸室)はほとんど施設Aに含まれており、プログラムの施設Aの方が魅力的と思われるが、プログラムが評価に影響しないのか)。	No92の回答と同様になります。	4月6日
234	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：提案対象施設Bのサテライトスタジオはどういう使い方をする想定か(遮光など必要か)。	No21の回答と同様になります。	4月6日
235	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：協力事務所は審査後の資格審査で配置技術者調書に記載するが、応募申込時や1次・2次審査時には記載不要と考えてよいか。	お見込みのとおりです。	4月6日
236	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」 (3) 質問：建物の構造種別に規定はないと考えてよいか。 また、常設、仮設の規定はあるか。 耐用年数に規定はあるか。	構造種別の規定はありません。 その他、No6,111の回答を参照してください。	4月6日
237	項目：業務委託特記仕様書 「1 基本設計業務概要」 (3) 質問：工事費は参加資格通知後に知らされるという認識でよいか。	No113の回答と同様になります。	4月6日
238	項目：その他 質問：敷地周辺の給排水・電気設備の状況がわかる図面や資料はあるか。	No90の回答と同様になります。	4月6日
239	項目：提案書 質問：A3 2枚の中で、①実績と②提案の割合は任意か。①実績の数に制限はあるか。	提案割合は任意とします。実績の数に制限はありません。	4月6日
240	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：協力事務所の詳細な情報は1次審査でも2次審査でも提出はしないでしょうか。	No176の回答と同様になります。	4月6日
241	項目：公募要領 「8 提案書の作成について」 質問：実施設計の実績は前職でもよいのでしょうか。	No35,37の回答と同様になります。	4月6日
242	項目：公募要領 「7 応募の手続き」 質問：応募申込書類、一次提出書類の受付期間は消印有効ではなく当日の17時までまでに必着でよろしいでしょうか。	No31の回答と同様になります。	4月6日

◎ 2025年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
243	<p>項目：公募要領 「7 応募の手続き」</p> <p>質問：二次審査はどのように行う予定か現時点の想定をご教示願います。模型の持ち込みは可能でしょうか。またプロジェクターを用いたスライドの使用は可能でしょうか。</p>	<p>模型の持ち込みやスライドの使用については未定です。公募要領「11 審査方法」(1)エのとおり二次審査の詳細については、二次審査対象者に別途通知します。</p>	4月6日
244	<p>項目：公募要領 「5 選定方法」</p> <p>質問：例として提案対象施設Cの提案者が休憩所の設計業務を担当する可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	4月6日
245	<p>項目：敷地図 (休憩所1)</p> <p>質問：提案対象施設A西側の管理サービス施設の具体的な用途を教えてくださいませんか。</p>	<p>No219の回答と同様になります。</p>	4月6日